

# 令和 8 年度 鹿島市ふるさと納税一括代行業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本業務は鹿島市のふるさと納税に関する業務のうち、返礼品募集・開発に関する業務及びふるさと納税ポータルサイトの運営、プロモーション、寄附者対応を委託することにより、事務の効率化を図るとともに、プロモーション活動を通して、全国の方に鹿島市の魅力を発信することで、寄附の促進並びに返礼品等を通じて地域の活性化に寄与することを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

令和 8 年度鹿島市ふるさと納税一括代行業務

### (2) 業務内容

別紙「令和 8 年度鹿島市ふるさと納税一括代行業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

### (4) 提案上限額

対象寄附額の 6%+消費税及び地方消費税

※返礼品に係る費用は本業務に含まない。契約日までにかかる費用について委託料は発生しないものとする。

## 3 参加資格

本業務を遂行するにあたり、下記要件をすべて満たすこと。

- (1) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託業務を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。
- (2) 過去 3 年間において、地方公共団体におけるふるさと納税支援業務に関して委託の実績を有していること。
- (3) 契約締結後、鹿島市内に事業所を開設し、鹿島市内で 240 日程度(土日・祝日を除く)活動を行う専任職員を 5 名以上配置できること。
- (4) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができること。
- (5) 個人情報保護のために、必要な措置(プライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの)等の認証取得)を講じていること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始がなされていないものであること。
- (8) 参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

#### 4 スケジュール

| 内容                    | 日程・期限               |
|-----------------------|---------------------|
| 公募開始の公告               | 令和7年12月26日(金)       |
| 仕様書等に関する質問表の提出期限      | 令和8年1月13日(火)        |
| //への回答                | 令和8年1月15日(木)        |
| 参加表明書類の提出期限           | 令和8年1月16日(金)17時まで必着 |
| 参加資格確認結果通知書送付(提案者の決定) | 令和8年1月19日(月)        |
| 企画提案書、見積書の提出期限        | 令和8年1月27日(火)17時まで必着 |
| プレゼンテーション審査           | 令和8年2月2日(月)予定       |
| 審査結果通知及び公表            | 令和8年2月4日(水)予定       |

#### 5 質問の受付

本業務の内容に不明な点がある場合は、電子メールによって行うこと。なお、電話による質問の受付は一切行わない。

- (1)受付期限:令和8年1月13日(火)17時
- (2)受付方法:質問書(様式4)に記載し、電子メールにて送付すること。
- (3)回答方法:市ホームページに掲載
- (4)受付先:鹿島市役所 政策総務部 広報企画課
- (5)メール:kikaku@city.saga-kashima.lg.jp

#### 6 参加表明書類の提出

- (1)提出書類【各1部】

- ① 参加表明書 (様式1)
- ② 同種又は類似業務の実績(過去3年分) (様式2)
- ③ 誓約書 (様式3)
- ④ 履歴事項全部証明書
- ⑤ 法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納がない証明書
- ⑥ 所在地のある都道府県税及び市区町村税に滞納がない証明書
- ⑦ 3 参加資格(5)に係る情報セキュリティ認定証等の写し

- (2)提出期限:令和8年1月16日(金)17時(郵送の場合は必着)
- (3)提出先:鹿島市役所 政策総務部 広報企画課
- (4)提出方法:持参又は郵送

#### 7 企画提案書類の提出

- (1)提出書類

- ① 企画提案書(任意様式) 7部
- ② 見積書(任意様式) 1部

- (2)提出期限:令和8年1月27日(火)17時(郵送の場合は必着)
- (3)提出先:鹿島市役所 政策総務部 広報企画課
- (4)提出方法:持参又は郵送
- (5)留意事項:提案書に記載する事項については作成要領に沿って記載すること。

## 8 選定方法

本プロポーザルの審査は、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会において公平かつ客観的に審査を行い、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定する。なお、総評価点が同点の場合、見積金額が最も低いものを選定する。

### (1) プrezentation審査の実施

- ① 日 時:令和8年2月2日(月)予定
- ② 場 所:鹿島市役所 庁舎内会議室
- ③ 時 間:説明30分、質疑応答10分を予定
- ④ 留意事項

- ・参加表明書の受付順で実施とする。
- ・必要機材のうち、モニター及びケーブルは本市が用意する。パソコン等プレゼンテーションに必要な機器等は各自持参すること。
- ・プレゼンテーションに参加できる者は3名までとし、管理責任者又は主任担当者が説明を行うこと。
- ・企画提案内容に沿って簡潔に分かりやすく説明し、提案書に記載している以外のことを説明してはならない。

### (2) 評価項目

主な評価項目は別表のとおりとし、企画提案書類とプレゼンテーションの内容・対応能力評価により総合的に審査を行う。

### (3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 「2 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 期限を過ぎて企画提案書を提出した場合
- ④ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑤ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑦ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

## 9 審査結果の通知・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を電子メールにて通知する。また、審査結果は市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

## 10 契約手続等

選定された優先交渉権者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

## 11 その他

### (1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

### (2) 提案書について

- ① 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、参加資格外の措置を行うことがある。
- ② 提出された提案書等は、返却しない。

- ③ 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。  
ただし、鹿島市情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

(別表)

| 採点基準     | 評価項目   | 配点 |
|----------|--|----|
| 事業遂行能力   | 過去に同様の業務または類似の実績があり良好な実績を上げているか。知識経験等は豊富であるか。  | 5  |
|          | 運用開始日までに稼働が見込めるスケジュールであるか。   | 5  |
|          | 適正かつ安定的に業務を遂行できる人員体制は確保されているか。本市事務所に配置する専任職員は業務経験があるか。                                       | 5  |
|          | 個人情報等の漏えいを防止するための対策が講じられており、それが有効性のあるものとなっているか。  | 5  |
| 具体的業務評価  | ポータルサイトの返礼品紹介ページや特集ページ等の作成を魅力的かつ迅速に行うことができるか。  | 10 |
|          | 返礼品の在庫管理、発注、配送の手配及び管理を適正に行い、随時その状況を市と共有できるか。   | 10 |
|          | 寄附者及び返礼品提供事業者からの問合せや苦情に対して、柔軟かつ真摯に対応できるか。<br>返礼品提供事業者と定期的な打合せを行い、情報交換やサポート対応ができているか。         | 10 |
| ブランディング  | 本市の特産品や観光に関する情報資源を収集し、魅力ある返礼品を企画・開発できるか。<br>総務省基準を遵守するとともに、総務省から求められている情報や資料の収集を行う体制ができているか。 | 10 |
|          | 返礼品提供事業者の自立自走環境の構築のため、研修を開催するなど、販路拡大及び今後のビジネス拡大につなげる取り組みができるか。                               | 10 |
|          | ファン確保につながる取り組みを実施できるか。<br>SNS を活用した情報発信を通じて、本市の魅力を伝えることができているか。                              | 10 |
| コンサルティング | 本市の現状を分析したうえで、特性や強みを活かし寄附額増のための戦略的かつ効率的な具体的手法が示されているか。                                       | 10 |
|          | 経費削減に関する提案があるか。  | 10 |
|          | 自社の強みを活かし、その知識や経験を活かした独自性のある取組の提案ができているか。<br>仕様書に記載のない本市にとってメリットの大きな追加提案があるか。                | 15 |
| 見積価格の妥当性 | 本業務にかかる費用は適当な額となっているか。   | 5  |